

- ① 被保険者には、保険事故が発生しないことについて経済的な利益（被保険利益）があるか（損害保険の場合）
- ② 保険金額が世間の常識から見て不当に高くないか（生命保険、傷害保険の場合）

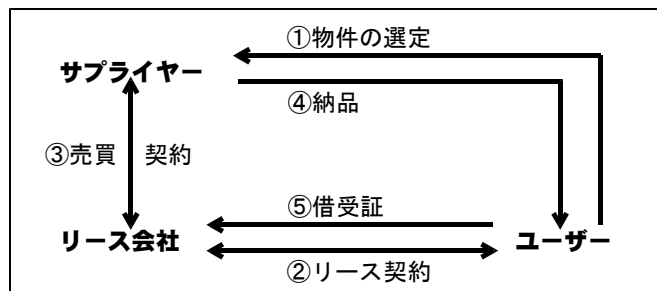
3 ファイナンス・リース契約

(1) ファイナンス・リースのしくみ

ファイナンス・リース契約には、リース会社、リース会社から物件を借り受けて使用するユーザー、そして物件を供給するサプライヤーの三者が関係する。サプライヤーは、通常、メーカーやディーラーであり、リース会社に対して物件を売却する。このように、ファイナンス・リース契約は、リース会社とユーザー間のリース契約と、サプライヤーとリース会社間の売買契約の2つの契約から成り立っている。

この関係を形式的に見ると、リース会社は、単に物件を買い付けてユーザーに貸与しているだけのように見えるが、実質的には金融機関としての役割を果たしている。資金をユーザーに貸与する代わりに、物件そのものをユーザーに貸し付けているといってもよい（物融）。

ファイナンス・リース取引においては、以下のような法律関係が生じる。



(2) ファイナンス・リース契約の申込み

ファイナンス・リースでは、まず、ユーザーが物件を選定する。

ユーザーとサプライヤーとの間で、物件の種類・仕様・数量・性能・価格その他取引条件について合意した場合、ユーザーはリース会社に対してリース契約を申し込む。この申込みは、実際には、サプライヤーを通じてリース会社に対してなされることが多い。

(3) 申込みを受けたリース会社の対応（与信審査）

ファイナンス・リースは、ユーザーに対して長期の信用を供与するものであるため、リース契約締結にあたり、リース会社はユーザーから確実にリース料を回収できるかを審査する。場合によっては、ユーザーから財務諸表・会社経歴書・最近の資金繰表等の提供を受け審査することもある。

(4) リース会社の承諾とリース契約の成立

ファイナンス・リース契約は、ユーザーによるリース契約の申込みに対し、リース会社が承諾した時点で成立する諾成契約である。ただし、実務上は、必ずリース契約書が作成されるといってよい。契約書の内容は、実務では各リース会社の契約書ひな形あるいは公益社団法人リース事業協会が作成したリース標準契約書に従うのが通常である。ユーザーがリース料の支払いを始めるのは、通常は物件が引き渡され、ユーザーがリース会社に借受証を交付してからである。

(5) 売買契約の締結と物件の引渡し

リース会社は、ユーザーとリース契約を締結した後、サプライヤーとの間で物件の売買契約を締結する。先に売買契約を締結すると、リース契約が不成立に終わった場合、物件がリース会社の在庫となってしまうからである。

売買契約は、一通の売買契約書に双方が記名（署名）・押印するのではなく、リース会社からサプライヤーへの注文書と、サプライヤーからリース会社への注文請書の各交付によるのが一般的である。

サプライヤーは物件を直接ユーザーの許に搬入し、ユーザーは納入された物件について、自己の責任で数量不足や性能・品質不良等の不具合の有無を検査し、不具合がないことを確認したときは、リース会社所定の借受証（物件受領証、物件受取書ともいう）をリース会社に交付する。

なお、物件の所有権はリース会社にある。そのため、物件が滅失した場合、ユーザーはリース会社に損害金を支払う。

(6) ユーザーの保守・修繕義務

ファイナンス・リースにおいては、ユーザーが物件の保守・修繕義務を負う。これは、物件はユーザーが選んだものであり、通常ユーザーがその使用・運転管理に精通していること、リース料には物件のメンテナンス・修繕費用は織り込まれていないことなどによる。ただし、実務では、ユーザーはサプライヤー等との間で物件のメンテナンスに関する契約（保守契約）を締結することが多い。

なお、修繕をリース会社の責任で行うメンテナンス・リースという形態もある。

(7) リース契約終了後の処理

リース契約期間が満了した場合の処理は、一般に次のいずれかとなる。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① ユーザーが再びその物件を借り直す（再リース）② 物件をリース会社に返還する（契約終了）③ ユーザーが物件を買い取る |
|---|

再リースの場合、一般に再リース料は、従前のリース料の10分の1～12分の1程度とされる。

Q

ファイナンス・リース契約が締結されたにもかかわらず、リース物件が納入されなかったり、納入された物件に契約不適合があった場合、ユーザーは、誰に対して、いかなる責任を問うことができるか。

A

ファイナンス・リースでは、一般に、ユーザーとサプライヤーの間には直接の契約関係がない。したがって、物件の納入が遅延したり、物件の種類、品質、数量に関して、「契約の内容に適合しないものであるとき」、すなわち、契約不適合があった場合、ユーザーは誰に対していかなる法的責任を問えるかが問題となる。

(1) ファイナンス・リースにおけるユーザーとサプライヤーとの法的関係

リース契約においては、サプライヤーからユーザーへの物件の納入が遅れても、リース会社は、故意または重過失のない限り何らの責任も負わないと規定されていることがある。そして、物件の納期や契約不適合に関しては、ユーザーとサプライヤーとの間で、別途、責任を追及する旨の契約を締結することがある。

このような場合、ユーザーとしては、直接サプライヤーに対して責任を追及することになる。その方法としては、契約上ユーザーからサプライヤーへの直接請求を認める旨を明記しておくか、あるいはリース会社がサプライヤーに対して有する請求権をユーザーが譲り受けることが考えられる。

(2) 物件に契約不適合があった場合

ア) 検収時に契約不適合を発見した場合

サプライヤーから納品を受け、ユーザーが物件を検査した結果、契約不適合を発見した場合、ユーザーは借受証を交付することなく、サプライヤーに対して契約内容に適合した物件の引渡しを求めればよい。借受証交付前なので、ユーザーはリース料を支払わなくてよい。

イ) 検収後に契約不適合を発見した場合

契約不適合が検収後に発見された場合、法律の規定によれば、貸主であるリース会社はその責任を負うこととされている。すなわち、ユーザーは、リース会社に対し、①追完（目的物の修補、代替物の引渡し、不足分の引渡し）、②代金減額、③損害賠償、④契約の解除を請求できる（民法559条・562条・563条・564条・415条・541条・542条）。

しかし、これらの規定は任意規定であり、当事者の特約によって排除することができる。そして、リース契約では、特約によって変更が加えられることがある。例えば、リース会社は契約不適合責任を一切負わず、また、ユーザーは物件の契約不適合を理由にリース料の支払いを拒否できないとされる。したがって、ユーザーは、直接サプライヤーに対して責任を追及することになる。